

介護報酬の地域区分見直しを求める意見書

介護保険制度については、高齢化や核家族化が進む中、要介護者を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月から導入されて以来、何度もの制度改正が行われ現在に至っている。そして、当議会は介護保険第5期計画における介護報酬の地域区分及び平成27年度以降の地域区分の適用地域の通知内容について説明を受けた。

この通知によると、当町における平成24年度以降の介護報酬地域区分については、現行と同様の上乗せのない「その他地域」とされている。

しかし、今回の見直しにより、当町に隣接する二宮町については、現行の「その他地域（上乗せ0%）」から「6級地（上乗せ3%）」に変更され、平塚市については現行の「乙地（5%上乗せ）」から「5級地（6%上乗せ）」に変更されている。また、その他の近隣市町を比較しても当町のみが「その他地域」として見直しされていない状況にある。

生活圏が同一であり、各種事務事業についても広域で実施している湘南西部地域に存する当町としては、この度の見直しにおける設定基準に不明確な点を感じるものであり、当町に所在する事業所に対しても説明責任を果たすことができないものである。

また、介護事業を展開する事業所においては、生活圏が同じ市町の中で当町の介護報酬が低いという格差が生じることにより、多くの関係者が不利益を被るとともに、人材確保が困難になることが予想される。利用者からは、必要に応じた介護サービスが受けられなくなるのではないかと不安の声も上がっている状況にある。

よって、当町議会においては下記の事項について要望する。

（要望事項）

- 1 介護報酬の平成24年度からの地域区分に関し、大磯町のみが近隣市町と異なる地域区分となっていることの明確な根拠、基準を示すこと。
- 2 地域区分については市町村ごとの決定ではなく、生活圏の実情を把握し、同一圏内の地域については同一区分とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

厚生労働大臣 小宮山 洋 子 殿

神奈川県中郡大磯町議会議長 渡 辺 順 子